

## 令和 8 年度「にいがた空の魅力創出事業」業務委託仕様書

### 1 事業目的

本業務は、国内外問わず、旅先の「食」に期待する旅行者が多く見られる中、本県旅行の玄関口である新潟空港において、新潟の魅力ある「食」の体験機会を空港利用者に提供することにより、本県旅行の満足度や新潟空港路線の再利用意欲を向上させることを目的とする。

あわせて、このような取組・体験が、利用者の行動・意識に与える影響や、空港における将来的な実装可能性を検証することを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）

### 3 委託業務概要

#### (1) 「新潟の食」を活用した体験型コンテンツの企画・運営

##### ① ターゲット

- ・新潟空港利用者
- ・特に、新潟から帰路につく県外・海外利用者の旅の締めくくりとしての利用を想定している。

##### ② コンセプト

- ・新潟空港に、「新潟の食」を短時間で気軽に、幅広い層が体験できるコーナーを設置すること。

##### ③ 内容

#### ア 試飲機会の提供

- ・新潟清酒や県産品を使用したジュース等を中心に、試飲の機会を提供すること。また、提供する飲料は、少なくとも 1 日につき 4 種類以上用意し、実施期間を通じて一定の入替えを行い、多様な品目を提供すること。なお、実施にあたっては、提案を基に県と協議の上、決定すること。
- ・県産品を活用した上質な新潟ガストロノミーを体験できる場として構築するとともに、利用者の満足度向上及び記憶の定着を促すため、利用者自らが参加／体験できる仕掛けや双方向のコミュニケーションが生まれる仕掛けを設けること。
- ・試飲の提供に加え、産地や生産者、食文化等の背景・ストーリーが利用者に伝わるよう、視覚的な演出や空間づくりを含めた情報発信の工夫を行うこと。
- ・空港内の案内表示や POP 等により、空港利用者を本コーナーに誘導すること。

#### イ 既存店舗との連携、相乗効果

- ・空港内の既存飲食店や物販店との連携により相乗効果を高め、空港全体の

活性化に寄与する工夫を講じること。

#### ウ その他、独自提案

- ・利用者に情報拡散を促す工夫を講じること。
- ・空港利用者にとって内容が分かりやすく、関心を喚起するとともに、体験への参加を促すコーナー名を提案すること。
- ・上記に加え、本事業の趣旨を踏まえ、予算の範囲内で独自の自由提案を行うことができる。

#### ④ 提供方法

- ・ブース形式に加え、キッチンカーによる提供等、運営上支障のない範囲で提供形態は問わないものとする。

#### ⑤ 実施期間

令和8年8月を中心に、少なくとも18日以上実施すること。また、実施期間は遅くとも同年9月末までに終了することとする。

なお、連続での実施、間隔を空けての実施のいずれも可とするが、新潟空港における将来の実装可能性を検討するため、下記(2)のデータ取得及び検証に必要な実施期間を確保すること。

#### ⑥ 実施場所

- ・「新潟空港内イベント等実施規程」(以下、「実施規程」という。)第5条に定める区画のうち、当実証事業の検証に効果的な区画を提案すること。  
<https://niigata-airport-building.jp/organizations/event/>
- ・令和8年度は新潟空港国際線側における特定天井改修工事を予定しているため、実施規程別紙1に定める区画番号「D-1、E-1、F-1、K-1」は対象外とすること。
- ・イベントの実施状況や空港内で実施される他イベントとの調整を踏まえ、実施場所を随時見直すことを妨げない。
- ・空港ビル利用に係る料金は委託料に含むものとする。実施規程に定める空港ビル利用に係る基本料金等は、同規程第15条第3項に基づく一部減免を受けるため、新潟空港ビルディングに問い合わせること。なお、1階センタープラザ(区画番号A-1)を使用する場合の利用料金については、県と新潟空港ビルディングの間で調整済である。

問合せ先：新潟空港ビルディング株式会社 施設事業部 事業開発課

TEL 025-275-2621 メール nab.jigy@n-airport.co.jp

#### ⑦ 提供価格及び収入

- ・有料試飲を基本とし、提供価格は、飲料調達費及び提供に係る経費等を踏まえ、空港利用者が気軽に体験できる価格帯となるよう提案すること。なお、有料試飲と無料試飲が混在することを妨げない。
- ・収支状況については、実績報告において整理し報告すること。

### ⑧ 実施計画の策定

- ・提案内容を基に、県及び空港ビル管理者等の関係者と協議の上、会場レイアウト図や実施スケジュール、運営体制等を含む実施計画を策定すること。

## (2) データ取得及び検証

上記(1)の体験型コンテンツ利用者を対象に、以下の①及び②のデータを取得し、新潟空港における「新潟の食」の体験が、空港利用者の行動・意識に与える影響や、空港における将来的な実装可能性を検討すること。

### ① 利用状況等

日次及び時間帯別に記録すること。時間帯の区分は午前・午後・夜間を基本とするが、必要に応じてより詳細な区分とすることを妨げない。

#### 【必須項目】

- ・利用者数
- ・提供数、売上額について、総数及び提供品目別内訳

### ② アンケート

回答率向上に向け、効果的な手法を検討すること。

また、アンケートは新潟空港の就航地先の言語を踏まえた多言語対応を可能とすること。

#### 【必須項目】

- ・居住地
- ・年齢
- ・空港利用目的（旅行、ビジネス等）
- ・本県の食の魅力の認知度
- ・旅行満足度
- ・新潟空港路線の再利用意向

## (3) 実績報告

業務終了後、以下を取りまとめた報告書を提出すること。

- ・実施概要
- ・収支
- ・利用状況集計結果
- ・アンケート結果
- ・利用者による情報拡散行動の状況
- ・本県の食の魅力の認知度、旅行満足度、新潟空港路線の再利用意向への効果の整理
- ・運営上の課題及び改善点
- ・本実証結果を踏まえた今後の実装可能性及び改善の方向性

## 4 留意事項

- 本業務を遂行する上で必要となる各種手続きは受託者が行うこと。
- 本業務の実施にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 受託者は、本業務に関連する関係諸法令および条例等（食品衛生法、著作権法、個人情報保護法、景品表示法等）を遵守すること。
- 本業務の実施に伴う、著作権など一切の権利については県に帰属することとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。
- 受託者は、本業務に関する全ての作成物について、電子データを委託期間終了までに県へ提出すること。また、委託期間終了後も、県が本業務に関する作成物の電子データ等の提出を求めた場合は、これに応じること。

## 5 その他

- 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意のうえ変更することができるものとする。
- 受注者は、本業務において、本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。